

令和8年度

環境モニタリング調査業務委託特記仕様書

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書」（愛知県建設局）を準用する。

## 1 目的

名古屋港南5区廃棄物最終処分場及び衣浦港3号地廃棄物最終処分場において、水質・底質、悪臭等の状況を把握するため、環境モニタリング調査を実施する。

## 2 調査内容

### (1) 名古屋港南5区廃棄物最終処分場（M5）

名古屋港南5区廃棄物最終処分場において、放流水、保有水等及び排水処理施設中間処理水の水質調査、周辺海域の水質及び底質調査、汚泥濃縮貯留槽の汚泥調査、処分場内の埋立ガス、内部温度及び沈下量に係る調査及び敷地境界における悪臭調査を実施する。

#### ア 調査日及び調査地点

##### (ア) 調査日

調査日は指定した月内とし、調査内容ごとに監督員と協議の上決定する。

##### (イ) 調査地点

調査地点は、別添「調査地点図」に記載の地点とする。ただし、悪臭調査の地点については調査時の天候等を考慮し監督員と協議の上決定する。

#### イ 試料の採取方法等

##### (ア) 放流水、保有水等及び排水処理施設中間処理水の水質調査

調査地点に適した方法で試料を採取する。なお、観測井戸については試料採取時の水位を確認、記録すること。

##### (イ) 周辺海域の水質調査

表層（水面下0.5 m）及びバンドーン型採水器又はこれに準ずる採水方法にて中層（水面下2 m）から採水し、等量ずつ混合し試料とする。なお、n-ヘキサン抽出物質及びダイオキシン類については表層（水面下0.5 m）から採水すること。

##### (ウ) 周辺海域の底質調査

エックマンバージ式採泥器又はこれに準ずる採泥器により、3回以上底質を採取し混合したものを試料とする。

##### (エ) 汚泥濃縮貯留槽の汚泥調査

バンドーン型採水器又はこれに準ずる採水方法にて、槽の底部から採取する。なお、採取にあたっては、汚泥攪拌機に接触しないように注意すること。

##### (オ) 埋立ガス調査

ガス試料の採取方法はJIS K0095 7.6を参考に、湧出圧に留意して行う。なお、降雨直後や気圧の高い時を避けることとし、採取時の気温・気圧を確認、記録すること。

##### (カ) 内部温度調査

深度1 mごとの温度を測定する。

(キ) 沈下量調査

場内の水準点（M-5）を基準に、沈下杭、観測井戸及びマンホール天端の高さを測量する。

(ク) 悪臭調査

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に基づいて、試料を採取する。

ウ 測定項目、測定方法及び定量下限

(ア) 放流水、保有水等及び排水処理施設中間処理水の水質調査

「表1 放流水、保有水等及び排水処理施設中間処理水測定項目表」のとおり。

(イ) 周辺海域の水質調査

「表2 周辺海域の水質測定項目表」のとおり。

(ウ) 周辺海域の底質調査

「表3 周辺海域の底質測定項目表」のとおり。

(エ) 汚泥濃縮貯留槽の汚泥調査

「表4 汚泥測定項目表」のとおり。

(オ) 埋立ガス調査

「表5 埋立ガス測定項目表」のとおり。

(カ) 内部温度調査

「表6 内部温度測定項目表」のとおり。

(キ) 沈下量調査

「表7 沈下量測定項目表」のとおり。

(ク) 悪臭調査

「表8 悪臭測定項目表」のとおり。なお、測定回数は昼間に1回とする。

表1 放流水、保有水等及び排水処理施設中間処理水測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号（以下「59号告示」という。）付表3に掲げる方法又は昭和49年環境庁告示第64号（以下「64号告示」という。）付表3に掲げる方法	0.0005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（ただし、14.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。）	0.01
鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法（ただし、13.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を、13.4に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.6.3のa）に記載の超音波ネブライザー又はこれと同等のものによる噴霧で測定するものとする。）	0.02
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	パラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K0102-4 7.2に定める方法（7.2.4を除く。）、ジメチルメトンにあつてはJIS K0102-4 7.2.3に定める方法	0.1
六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、JIS K0102-3 24.3.3.4のb）及びJIS K0102-3 24.2に定める方法）又はJIS K0102-3 24.3.2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	0.05
砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.01
シアン化合物	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は59号告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	0.1
ポリ塩化ビフェニル	JIS K0093に定める方法又は59号告示付表4に掲げる方法	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.02
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法	0.001
セレン及びその化合物	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.005
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
ほう素及びその化合物	JIS K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法	0.02

ふっ素及びその化合物	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200 mLに硫酸10 mL、りん酸60 mL及び塩化ナトリウム10 gを溶かした溶液とグリセリン250 mLを混合し、水を加えて1000 mLとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJIS K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及びJIS K0102-2 5.5に定める方法	0.1
アンモニア及びアンモニウム化合物	JIS K0102-2 13（13.8を除く。）に定める方法	0.1
亜硝酸化合物	JIS K0102-2 14に定める方法	0.02
硝酸化合物	JIS K0102-2 15（15.2、15.5を除く。）に定める方法	0.1
水素イオン濃度（水素指数）	JIS K0102-1 12に定める方法	0.1
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
浮遊物質	59号告示付表8に掲げる方法	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	JIS K0102-1 22.3又は22.5に定める方法	0.5
フェノール類含有量	JIS K0102-4 5.2に定める方法	0.05
銅含有量	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	0.01
亜鉛含有量	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4又は12.5に定める方法	0.01
溶解性鉄含有量	JIS K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法	0.1
溶解性マンガン含有量	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	0.1
クロム含有量	JIS K0102-3 24.2に定める方法	0.1
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	1 (CFU/mL)
窒素含有量	JIS K0102-2 17.2、17.3又は17.5に定める方法	0.5
燐含有量	JIS K0102-2 18.4に定める方法	0.1
ダイオキシン類	JIS K0312に定める方法	—
生物化学的酸素要求量	JIS K0102-1 18に定める方法	0.5
全有機体炭素	JIS K0102-1 19に定める方法	0.5
溶存酸素量	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4又は21.5に定める方法	0.05
酸化還元電位	酸化還元電位計を用いる方法	—
電気伝導率	JIS K0102-1 13に定める方法	—
カルシウムイオン	JIS K0102-3 8.4又は8.5に定める方法	0.1
残留塩素	JIS K0102-1 23.2又は23.3に定める方法	0.05
塩分	海洋観測指針による方法	%（小数第3位を四捨五入）

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度、大腸菌数及び塩分を除き mg/L とする。

表2 周辺海域の水質測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「59号告示」という。）付表3に掲げる方法	0.0005
総水銀	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.0005
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005
六価クロム	JIS K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02 mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	0.01
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は59号告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	0.1
ポリ塩化ビフェニル	59号告示付表4に掲げる方法	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法	0.0006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12に定める方法	0.1
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	1 (CFU/100mL)
n-ヘキサン抽出物質	JIS K0102-1 22.5に定める方法	0.5
ダイオキシン類	JIS K0312に定める方法	—

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度及び大腸菌数を除き mg/L とする。

表3 周辺海域の底質測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
検液の作成方法	昭和48年2月環境庁告示第14号第1の表中試料液イの方法	—
アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「59号告示」という。）付表3に掲げる方法	0.0005
水銀又はその化合物	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム又はその化合物	JIS K0102-3 14に定める方法（準備操作においてはJIS K0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。14.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2又は4.2.4.3に定める操作を行うものとする。）	0.005
鉛又はその化合物	JIS K0102-3 13に定める方法（準備操作においてはJIS K0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）	0.005
六価クロム化合物	昭和48年2月環境庁告示第13号別表第1に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が80～120%であるときに限りJIS K0102-3 24.3に定める方法（24.3.2及び24.3.7を除く）	0.02
砒素又はその化合物	JIS K0102-3 20に定める方法（ただし20.3.5の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については十分な量を加えるものとする。）	0.01
シアン化合物	JIS K0102-2 9に定める方法（9.2を除く）又は59号告示付表1に掲げる方法	0.01
ポリ塩化ビフェニル	59号告示付表4に掲げる方法又はJIS K0093に定める方法	0.0005

注：定量下限の単位は、mg/Lとする。

表4 汚泥測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号（以下「59号告示」という。）付表3に掲げる方法又は昭和49年環境庁告示第64号（以下「64号告示」という。）付表3に掲げる方法	0.0005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（ただし、14.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。）	0.01
鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法（ただし、13.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を、13.4に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.6.3のa)に記載の超音波ネブライザー又はこれと同等のものによる噴霧で測定するものとする。）	0.02
有機燐化合物	パラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K0102-4 7.2に定める方法（7.2.4を除く。）、ジメチルメトンにあつてはJIS K0102-4 7.2.3に定める方法	0.1
六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、JIS K0102-3 24.3.3.4のb)及びJIS K0102-3 24.2に定める方法）又はJIS K0102-3 24.3.2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	0.05
砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.01
シアン化合物	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は59号告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	0.1
ポリ塩化ビフェニル	JIS K0093に定める方法又は59号告示付表4に掲げる方法	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002

シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。）	0.02
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法	0.001
セレン及びその化合物	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.005
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12に定める方法	0.1
含水率	昭和52年11月環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2のIIに定める方法	—
熱しゃく減量	昭和52年11月環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2のIIに定める方法	—

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度を除き mg/L とする。

表5 埋立ガス測定項目表

測定項目	測定方法	単位
メタン	ガスクロマトグラフ-熱伝導度検出器法	v/v%
二酸化炭素	ガスクロマトグラフ-熱伝導度検出器法	同上
酸素	ガスクロマトグラフ-熱伝導度検出器法	同上
窒素	ガスクロマトグラフ-熱伝導度検出器法	同上
硫化水素	ガスクロマトグラフ-熱伝導度検出器法	v/vppm
流量	石鹼膜流量計を用いる方法又はこれに準ずる方法	mL/min
圧力	微差圧計又はこれに準ずる方法（0～30 Pa程度の圧力を1 Pa単位で測定できるもの）	Pa

表6 内部温度測定項目表

測定項目	測定方法	単位
内部温度	熱電対式温度計又はこれに準ずる方法	℃（小数点以下第1位まで）

表7 沈下量測定項目表

測定項目	測定方法	単位
沈下量	愛知県公共測量作業規定に準ずる方法	m（小数点以下第3位まで）

表8 悪臭測定項目表

測定項目	測定方法	単位
硫化水素	昭和47年5月環境庁告示第9号別表第2に掲げる方法	ppm
臭気指数(臭気濃度)	平成7年9月環境庁告示第63号に掲げる方法	—

## (2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 (K3)

衣浦港3号地廃棄物最終処分場において、放流水、原水、浸出液処理施設中間処理水、周縁地下水及びモニタリング孔の水質調査、周辺海域の水質及び底質調査、敷地境界における悪臭調査を実施する。

### ア 調査日及び調査地点

#### (ア) 調査日

調査日は、指定した月内とし、調査内容ごとに監督員と協議の上決定する。

#### (イ) 調査地点

調査地点は、別添「調査地点図」に記載の地点とする。ただし、悪臭調査の地点については調査時の天候等を考慮し監督員と協議の上決定する。

### イ 試料の採取方法

#### (ア) 放流水及び浸出液処理施設中間処理水の水質調査

浸出液処理施設の放流槽及び各中間処理槽より調査地点に適した方法で試料を採取する。なお、放流水については採取時に残留塩素の有無を確認すること。

#### (イ) 原水の水質調査

管理型区画取水ポンド及び埋立ポンドより表層水を採取する。

#### (ウ) 周縁地下水の水質調査

観測井戸については、試料採取時の水位を確認、記録する。

海域水質については表層（水面下0.5 m）及びバンドーン型採水器又はこれに準ずる採水方法にて中層（水面下2 m）から採水し、等量ずつ混合し試料とする。なお、ダイオキシン類については表層（水面下0.5 m）から採水すること。

#### (エ) モニタリング孔の水質調査

管理型区画外周護岸上のモニタリング孔からチューブを約15 m挿入し、二重遮水シートの間隙水を採取する。

#### (オ) 周辺海域の水質調査

表層（水面下0.5 m）及びバンドーン型採水器又はこれに準ずる採水方法にて中層（水面下2 m）から採水し、等量ずつ混合し試料とする。また、n-ヘキサン抽出物質については表層（水面下0.5 m）から採水する。

#### (カ) 周辺海域の底質調査

エックマンバージ式採泥器又はこれに準ずる採泥器により、3回以上底質を採取し混合したものを試料とする。

#### (キ) 悪臭調査

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に基づいて、試料を採取する。

ウ 測定項目、測定方法、定量下限及び報告下限

(ア) 放流水、原水及び浸出液処理施設中間処理水の水質調査

「表 9 放流水、原水及び浸出液処理施設中間処理水測定項目表」のとおり。

(イ) 周縁地下水の水質調査

「表 10 周縁地下水測定項目表」のとおり。

(ウ) モニタリング孔の水質調査

「表 11 モニタリング孔測定項目表」のとおり。

(エ) 周辺海域の水質調査

「表 12 周辺海域の水質測定項目表」のとおり。

(オ) 周辺海域の底質調査

「表 13 周辺海域の底質測定項目表」のとおり。

(カ) 悪臭調査

「表 14 悪臭測定項目表」のとおり。なお、測定回数は昼間に 1 回とする。

表9 放流水、原水及び浸出液処理施設中間処理水測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限 (報告下限)
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号(以下「59号告示」という。)付表第3に掲げる方法又は昭和49年環境庁告示第46号(以下「64号告示」という。)付表3に掲げる方法	0.0005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	59号告示付表2に掲げる方法	0.00005 (0.0005)
カドミウム及びその化合物	JIS K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法(ただし、14.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。)	0.001 (0.01)
鉛及びその化合物	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法(ただし、13.2に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を、13.4に定める方法にあつてはJIS K0102-3 4.6.3のa)に記載の超音波ネブライザー又はこれと同等のものによる噴霧で測定するものとする。)	0.02
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	パラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K0102-4 7.2に定める方法(7.2.4を除く。)、ジメチルメトンにあつてはJIS K0102-4 7.2.3に定める方法	0.01 (0.1)
六価クロム化合物	JIS K0102-3 24.3.1に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、JIS K0102-3 24.3.3.4のb)及びJIS K0102-3 24.2に定める方法)又はJIS K0102-3 24.3.2に定める方法(ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	0.005 (0.05)
砒素及びその化合物	JIS K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.001 (0.01)
シアン化合物	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は59号告示付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	0.01 (0.1)
ポリ塩化ビフェニル	JIS K0093に定める方法又は59号告示付表4に掲げる方法	0.00005 (0.0005)
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法	0.001
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。)	0.006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。)	0.003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100 mLとする。)	0.02
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法	0.001
セレン及びその化合物	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.005
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
ほう素及びその化合物	JIS K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法	0.02

ふっ素及びその化合物	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200 mLに硫酸10 mL、りん酸60 mL及び塩化ナトリウム10 gを溶かした溶液とグリセリン250 mLを混合し、水を加えて1000 mLとしたものを用い、JIS K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJIS K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及びJIS K0102-2 5.5に定める方法	0.1
アンモニア及びアンモニウム化合物	JIS K0102-2 13（13.8を除く。）に定める方法	0.1
亜硝酸化合物	JIS K0102-2 14に定める方法	0.02
硝酸化合物	JIS K0102-2 15（15.2、15.5を除く。）に定める方法	0.1
水素イオン濃度（水素指数）	JIS K0102-1 12に定める方法	0.1
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
溶存態化学的酸素要求量	ろ紙5種C又は孔径1µmのろ過材を用いてろ過したのち、JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
浮遊物質	59号告示付表8に掲げる方法	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	JIS K0102-1 22.3又は22.5に定める方法	0.5
フェノール類含有量	JIS K0102-4 5.2に定める方法	0.05
銅含有量	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	0.01
亜鉛含有量	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4又は12.5に定める方法	0.01
溶解性鉄含有量	JIS K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法	0.1
溶解性マンガン含有量	JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	0.1
クロム含有量	JIS K0102-3 24.2に定める方法	0.01 (0.1)
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	1 (CFU/mL)
窒素含有量	JIS K0102-2 17.2、17.3又は17.5に定める方法	0.5
燐含有量	JIS K0102-2 18.4に定める方法	0.1
ダイオキシン類	JIS K0312に定める方法	—
生物化学的酸素要求量	JIS K0102-1 18に定める方法	0.5
全有機体炭素	JIS K0102-1 19に定める方法	0.5
カルシウムイオン	JIS K0102-3 8.4又は8.5に定める方法	0.1

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度及び大腸菌数を除き mg/L とする。

注：報告下限を定めている項目については、弊財団へ報告下限の値まで報告すること。

表 10 周縁地下水測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「59号告示」という。）付表3に掲げる方法	0.0005
総水銀	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.0005
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005
六価クロム	JIS K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02 mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	0.01
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は59号告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	0.1
ポリ塩化ビフェニル	59号告示付表4に掲げる方法	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法	0.0006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002
ダイオキシン類	JIS K0312に定める方法	—

注：定量下限の単位は、mg/L とする。

表 11 モニタリング孔測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12に定める方法	—
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
浮遊物質量	59号告示付表8に掲げる方法	1
カルシウムイオン	JIS K0102-3 8.4又は8.5に定める方法	0.1
総水銀	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.0005
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005
六価クロム	JIS K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度を除き mg/L とする。

表 12 周辺海域の水質測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「59号告示」という。)付表3に掲げる方法	0.0005
総水銀	59号告示付表2に掲げる方法	0.0005
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.0005
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005
六価クロム	JIS K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は59号告示付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	0.1
ポリ塩化ビフェニル	59号告示付表4に掲げる方法	0.0005
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004

1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
チウラム	59号告示付表5に掲げる方法	0.0006
シマジン	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	59号告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002
1,4-ジオキサン	59号告示付表7に掲げる方法	0.005
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002
水素イオン濃度	JIS K0102-1 12に定める方法	0.1
化学的酸素要求量	JIS K0102-1 17.2に定める方法	0.5
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	1 (CFU/100mL)
n-ヘキサン抽出物質	JIS K0102-1 22.5に定める方法	0.5
窒素含有量	JIS K0102-2 17.2、17.3又は17.5に定める方法	0.05
燐含有量	JIS K0102-2 18.4に定める方法	0.003

注：定量下限の単位は、水素イオン濃度及び大腸菌数を除き mg/L とする。

表 13 周辺海域の底質測定項目表

測定項目	測定方法	定量下限
アルキル水銀	平成24年8月環水大発第120725002号 (以下「底質調査方法」という。) II 5.14.2に掲げる方法	0.01
総水銀	底質調査方法II 5.14.1に掲げる方法	0.01
カドミウム	底質調査方法II 5.1に掲げる方法	0.05
鉛	底質調査方法II 5.2に掲げる方法	0.4
六価クロム	底質調査方法II 5.12.3に掲げる方法	1
砒素	底質調査方法II 5.9に掲げる方法	0.5
全シアン	底質調査方法II 4.11に掲げる方法	0.5
ポリ塩化ビフェニル	底質調査方法II 6.4に掲げる方法	0.01
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月) に定める方法	—

注：定量下限の単位は、mg/kg とする。

表 14 悪臭測定項目表

測定項目	測定方法	
硫化水素	昭和47年5月環境庁告示第9号別表2に掲げる方法	ppm
臭気指数 (臭気濃度)	平成7環境庁告示第63号に掲げる方法	—

### 3 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 4 成果品

成果品として以下のものを提出すること。書類は原則としてA4版とすること。

#### (1) 計量証明書（毎月）

計量証明書は、試料採取後15営業日以内（ダイオキシン類は25営業日以内）に提出すること。汚泥濃縮貯留槽の汚泥測定項目については、分析結果報告書を試料採取後15営業日以内に提出すること。

提出部数

名古屋港南5区廃棄物最終処分場：1部

衣浦港3号地廃棄物最終処分場：1部

#### (2) 測定結果一覧表（毎月）

弊財団が提供する様式により、測定結果一覧表を試料採取後15営業日以内（ダイオキシン類は25営業日以内）に電子データにて提出すること。放流水については、定量下限未満の値（検出下限未満の場合はその旨と分析時の検出下限値）を併せて報告すること。なお、提出はメールにて提出すること。

提出部数

名古屋港南5区廃棄物最終処分場：1部（電子データ1部）

衣浦港3号地廃棄物最終処分場：1部（電子データ1部）

#### (3) 試料採取地点図（毎月）

試料採取地点図は、試料採取後15営業日以内に提出すること。

提出部数

名古屋港南5区廃棄物最終処分場：1部

衣浦港3号地廃棄物最終処分場：1部

#### (4) 試料採取時の写真（毎月）

提出部数1部

#### (5) 報告書（業務完了時）

調査実施年月日、方法、試料採取地点、試料採取時の写真、分析結果、結果の経年変化、評価、考察等を取りまとめた報告書を速やかに提出すること。なお、経年変化に関するデータは、弊財団から電子媒体の形式で提供する。

報告書は、Microsoft Word及びMicrosoft Excelで作成の上、その電子ファイルをCD-ROMで1部提出すること。

提出部数1部（電子ファイル）

## 5 その他

(1) 調査結果が表 15 に示す場合は、分析終了後、直ちに速報値を連絡すること。

表 15 調査結果に応じて連絡を要する場合

名古屋港南 5 区 廃棄物最終処分場	放流水の水質調査	知多市と締結している「公害防止に関する覚書」に基づく「公害防止計画」に定める許容限度を超えた場合
	保有水 (M3-18) の水質調査	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第 1」に定められた基準値を超えた場合
	汚泥濃縮貯留槽の汚泥調査	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表 1」に定められた基準値を超えた場合
	海域の水質調査	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第 2」に定められた基準値を超えた場合
衣浦港 3 号地 廃棄物最終処分場	放流水の水質調査	武豊町と締結している「公害防止協定書」に基づく「公害防止計画書」に定める管理目標値を超えた場合
	周縁地下水の水質調査	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第 2」に定められた基準値を超えた場合

- (2) 調査結果が表 15 に該当する場合あるいはそのおそれが生じた場合、受注者は、弊財団の要求に応じて、原因等の考察を行うこと。調査にかかる費用の負担については発注者と受注者で協議して決定する。
- (3) 調査の実施に当たって関係官庁への申請等が必要な場合は、受注者が申請等を行い、その費用は受注者が負担すること。
- (4) 周辺海域調査に使用する船は受注者が用意すること。
- (5) 受注者は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (6) 仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、弊財団と協議して定めるものとする。

《モニタリングスケジュール》

○名古屋港南5区廃棄物最終処分場

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
放流水※1		年12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		年4回		○			○			○			○
		年1回					○						
保有水等	ポンプピット M2-1 M3-18	年4回		○			○			○			○
		年2回					○						○
		ダイオキシン類※2					○						
	観測井戸 I2-2 I3-2	年4回		○			○			○			○
		年2回					○						○
中間処理水		年4回		○			○			○			○
海域	水質※3	年4回		○			○			○			○
		年2回					○						○
		ダイオキシン類					○						
	底質	年1回					○						
汚泥		年1回											○
埋立ガス		年2回					○						○
内部温度		年2回					○						○
沈下量		年2回		○						○			
悪臭		年1回									○		

※1 放流水の「アルキル水銀化合物」は8月に分析することとし、残りの11回（8月を除く11ヶ月分）については、「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」が検出された場合のみ分析する。

※2 保有水等の「ダイオキシン類」は、ポンプピットM3-18のみを対象とする。

※3 海域水質の「アルキル水銀」は、8・2月の年2回分析することとし、残りの2回（5・11月）については、「総水銀」が検出された場合のみ分析する。

○衣浦港3号地廃棄物最終処分場

			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
放流水 <sup>※1</sup>		年12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		年4回		○			○			○			○	
		年1回					○							
原水	管理型 取水ポンド <sup>※1</sup>	年12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		年4回		○			○			○			○	
		年1回					○							
	管理型 埋立ポンド	年12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中間処理水		年4回		○			○			○			○	
周縁地下水		年2回		○						○				
		ダイオキシン類								○				
モニタリング孔		年2回		○						○				
周辺海域	水質 <sup>※2</sup>	年4回		○			○			○			○	
	底質	年1回					○							
悪臭		年1回					○							

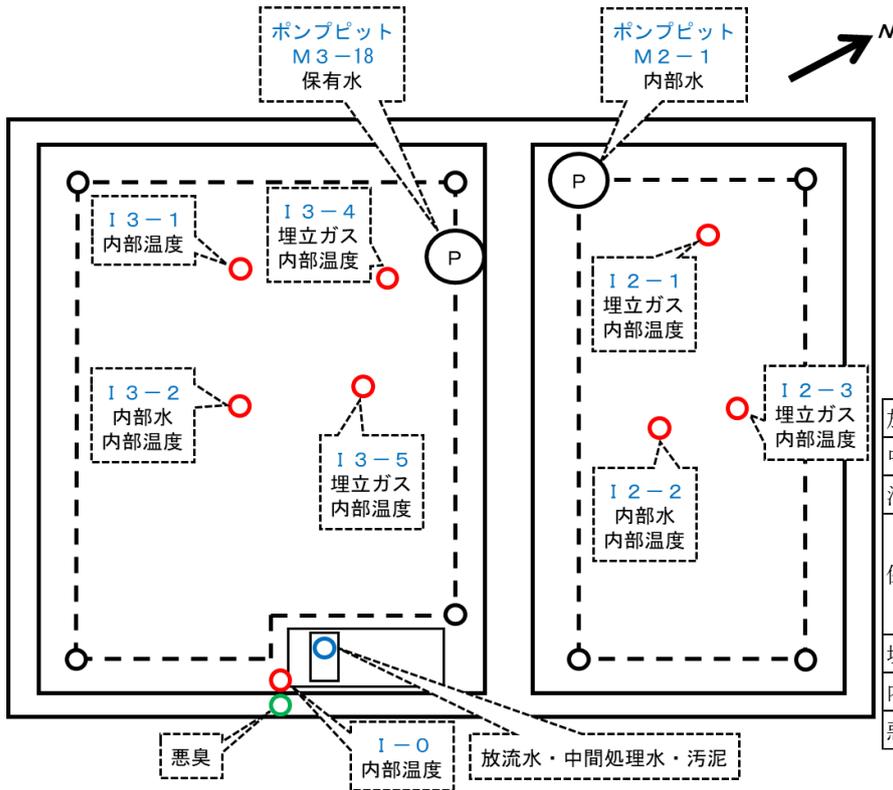
※1 放流水及び管理型取水ポンドの「アルキル水銀化合物」は8月に分析することとし、残りの11回（8月を除く11ヶ月分）については、「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」が検出された場合のみ分析する。

※2 周辺海域水質の「アルキル水銀」は、5・11月の年2回分析することとし、残りの2回（8・2月）については、「総水銀」が検出された場合のみ分析する。

《調査地点図》

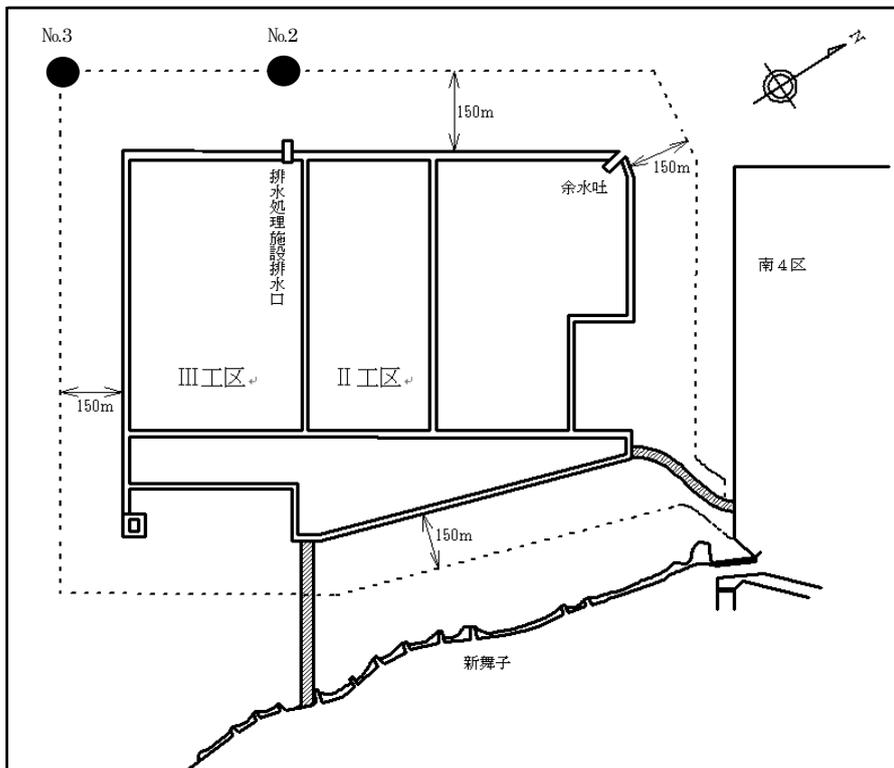
○名古屋港南5区廃棄物最終処分場

【放流水・保有水等・中間処理水・汚泥・埋立ガス・内部温度・悪臭】



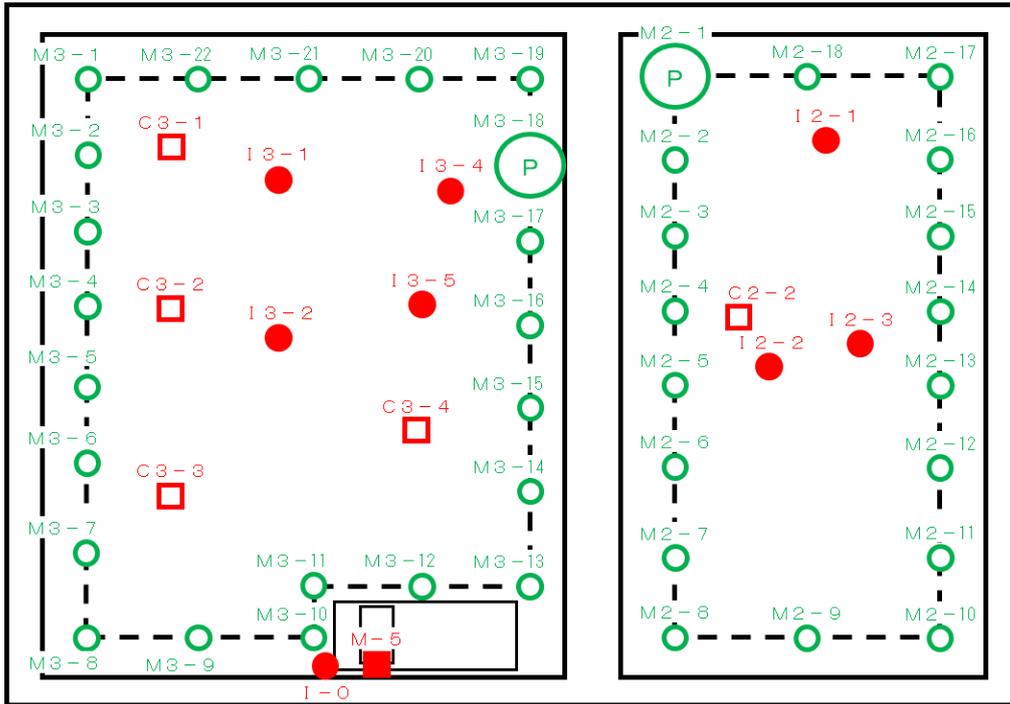
		調査地点数	備考
放流水		1 地点	
中間処理水		1 地点	
汚泥		1 地点	
保有水等	保有水	1 地点	ポンプピットM 3-18
	内部水	3 地点	ポンプピットM 2-1 観測井戸 I 2-2 観測井戸 I 3-2
埋立ガス		4 地点	
内部温度		8 地点	
悪臭		1 地点	

【海域の水質・底質】



		調査地点数	備考
海域の水質		2 地点	No. 2 No. 3
	海域の底質	1 地点	No. 2

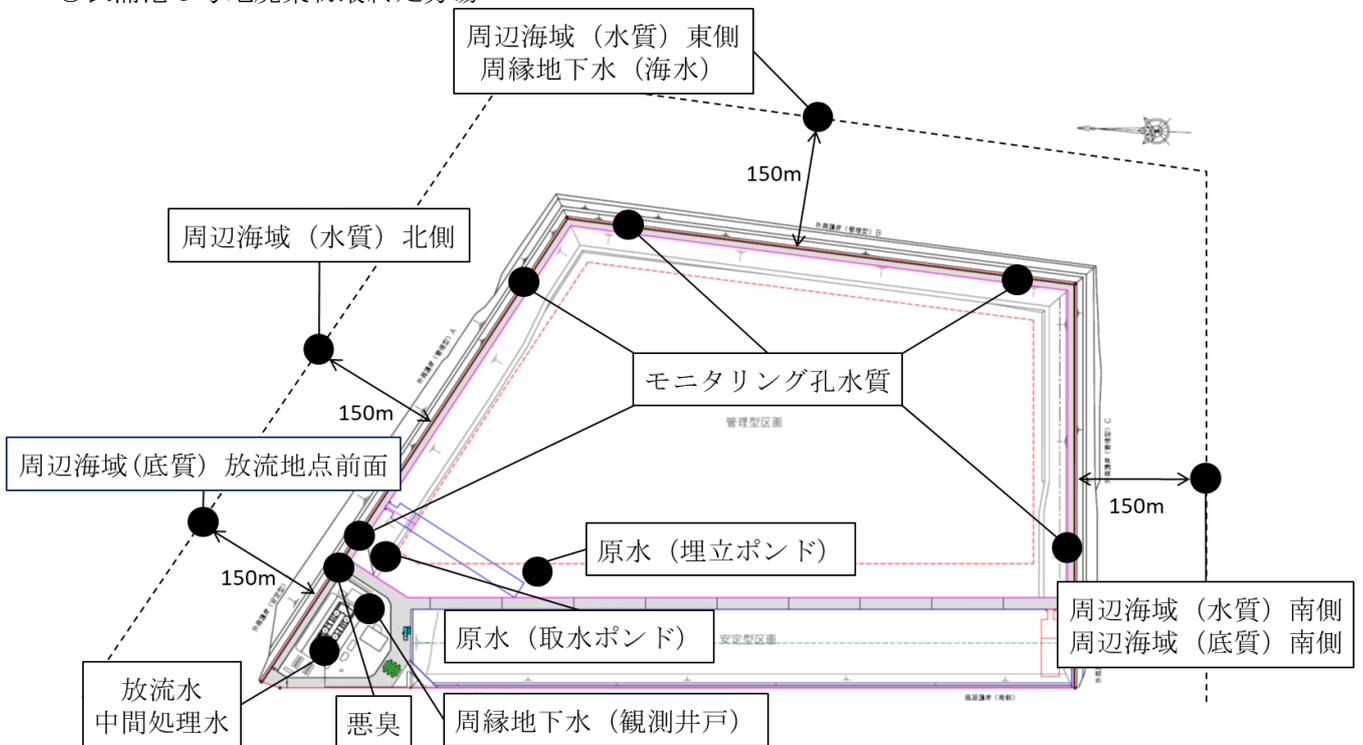
【沈下量】



■ : 水準点 □ : 沈下杭  
● : 観測井戸 ○ : マンホール

調査地点数	
沈下杭	5 地点
観測井戸	8 地点
マンホール	40 地点

○衣浦港3号地廃棄物最終処分場



	調査地点数
放流水	1 地点
原水 (管理型)	2 地点
中間処理水	1 地点 (4 槽)
周縁地下水	2 地点

	調査地点数
モニタリング孔水質	5 地点
周辺海域 (水質)	3 地点
周辺海域 (底質)	2 地点
悪臭	1 地点

《調査項目表》

○放流水・保有水等・原水・汚泥

調査項目	M 5					K 3				
	放流水	保有水等			汚泥	放流水	原水			
		ポンプピット M2-1 M3-18	観測井戸 I2-2 I3-2	汚泥			管理型 取水ポンド	管理型 埋立ポンド		
アルキル水銀化合物※1	1回					1回		1回		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物										
カドミウム及びその化合物										
鉛及びその化合物										
有機化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	12回					12回		12回		
六価クロム化合物										
砒素及びその化合物										
シアン化合物										
ポリ塩化ビフェニル										
トリクロロエチレン					1地点	1回				
テトラクロロエチレン										
ジクロロメタン										
四塩化炭素										
1,2-ジクロロエタン	1地点	2地点	2回	2地点	2回	1地点				
1,1-ジクロロエチレン										
シス-1,2-ジクロロエチレン										
1,1,1-トリクロロエタン										
1,1,2-トリクロロエタン										
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム	1回					1回		1回		
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン及びその化合物										
1,4-ジオキサン										
ほう素及びその化合物										
ふっ素及びその化合物										
アンモニア及びアンモニウム化合物										
亜硝酸化合物										
硝酸化合物										
水素イオン濃度（水素指数）	12回					12回		12回	1地点	12回
化学的酸素要求量			4回		4回	1地点	1回			
溶存態化学的酸素要求量								4回		
浮遊物質			4回		4回				1地点	12回
ノルマルヘキサン抽出物質含有量										
フェノール類含有量										
銅含有量										
亜鉛含有量										
溶解性鉄含有量										
溶解性マンガン含有量										
クロム含有量										
大腸菌数										
窒素含有量			4回		4回					
炭含有量			2回		2回				1地点	12回
ダイオキシン類	1回	1地点※2	1回					1回		
生物化学的酸素要求量										
有機体炭素						1地点	4回	1地点	4回	
溶存酸素量			2地点	4回	2地点	4回				
酸化還元電位										
電気伝導率										
カルシウムイオン										
残留塩素	1地点	4回	1地点※2	4回						
塩分										
含水率										
熱しゃく減量						1地点	1回			

※1 放流水及び原水（管理型）の「アルキル水銀化合物」については8月に分析することとし、残りの11回（8月を除く11か月分）については、「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」が検出された場合のみ分析する。  
 ※2 M3-18においてのみ分析する。

○K 3 浸出液処理施設中間処理水

調査項目	管理型原水調整槽	再曝気槽	砂ろ過原水槽	キレート吸着原水槽
化学的酸素要求量				
溶存態化学的酸素要求量				
生物化学的酸素要求量				
アンモニア及びアンモニウム化合物	1地点	4回	1地点	4回
亜硝酸化合物				
硝酸化合物				
窒素含有量				
炭含有量				
カルシウムイオン				

○M 5 排水処理施設中間処理水

調査項目	第2接触曝気槽	第2硝化槽	第2脱窒槽	第1再曝気槽	第1凝集沈殿槽	第2凝集沈殿槽	砂ろ過槽
生物化学的酸素要求量							
化学的酸素要求量	1地点	4回			1地点	4回	1地点
窒素含有量			1地点	4回			1地点
アンモニア及びアンモニウム化合物				1地点	4回		
亜硝酸化合物							
硝酸化合物							
炭含有量						1地点	4回

○海域水質・地下水

調査項目	M 5		K 3			
	海域の水質		周辺海域（水質）		周縁地下水	
アルキル水銀	2 地点	2 回 <sup>※1</sup>	3 地点	2 回 <sup>※2</sup>		
総水銀		4 回		4 回	2 地点 (海水 <sup>※3</sup> ・ 観測井戸)	2 回
カドミウム						
鉛						
六価クロム						
砒素						
全シアン						
ポリ塩化ビフェニル						
トリクロロエチレン						
テトラクロロエチレン						
ジクロロメタン						
四塩化炭素						
1,2-ジクロロエタン						
1,1-ジクロロエチレン						
1,2-ジクロロエチレン						
1,1,1-トリクロロエタン						
1,1,2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン						
チウラム						
シマジン						
チオベンカルブ						
ベンゼン						
セレン						
1,4-ジオキサン						
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）						
水素イオン濃度	4 回					
化学的酸素要求量						
大腸菌数	2 回					
n-ヘキサン抽出物質含有量						
窒素含有量						
燐含有量						
ダイオキシン類	2 地点	1 回		2 地点	1 回	

- ※1 M5 海域の水質の「アルキル水銀」は8・2月の年2回分析することとし、残りの2回（5・11月）については、「総水銀」が検出された場合のみ分析する。  
 ※2 K3 周辺海域（水質）の「アルキル水銀」は5・11月の年2回分析することとし、残りの2回（8・2月）については、「総水銀」が検出された場合のみ分析する。  
 ※3 K3 周縁地下水（海水）と周辺海域（水質）東側の調査地点は同一であるため、共通する測定項目（表中「アルキル水銀」～「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」）は、同一の結果を記載する。

○海域の底質

調査項目	M 5		K 3	
	海域の底質		周辺海域（底質）	
アルキル水銀	1 地点	※	2 地点	1 回
総水銀				
カドミウム				
鉛				
六価クロム				
砒素				
全シアン				
ポリ塩化ビフェニル				
ダイオキシン類				

※ M5 海域の底質の「アルキル水銀」は、「総水銀」が検出された場合のみ分析する。

○埋立ガス・内部温度（M5・K3）

	調査項目		M 5	K 3
	埋立ガス調査	メタン	4 地点	2 回
二酸化炭素				
酸素				
窒素				
硫化水素				
流量				
圧力				
内部温度調査	内部温度	8 地点	2 回	/

○悪臭（M5・K3）

	調査項目		M 5	K 3
	悪臭調査	硫化水素	1 地点	1 回
臭気指数（臭気濃度）		1 回		

○沈下量（M5）

	調査項目		M 5
	沈下量調査	沈下量	53 地点

○モニタリング孔（K3）

	調査項目		K 3
	モニタリング孔 水質調査	水素イオン濃度	5 地点
化学的酸素要求量			
浮遊物質			
カルシウムイオン			
総水銀			
カドミウム			
鉛			
六価クロム			
砒素			